



チキン予約後に店が倒産。 代金を返金してほしい

相談者の気持ち

近所の唐揚げ専門店です。クリスマス用チキンを予約し代金を前払いしました。後日「閉店」の貼り紙があったので、記載されていた番号に電話したところ「店は破産手続に入った」と言われました。チェーン店だったので本社にも電話しましたが「フランチャイズ店なので対応できない」と言われました。前払いした代金を返金してほしい。

小島 直樹 Kojima Naoki 弁護士

第二東京弁護士会・消費者問題特別委員会に所属。一級建築士。通商産業省(現経済産業省)などの勤務経験を生かし、消費者被害救済のほか、高齢者や中小企業の法律問題など広く取り組む



チェーン店でクリスマス用チキンの予約をしたということなので、契約した相手はチェーンの本部なのか、その店なのかが問題になります。もし、各個店が本部の代理人として注文を受けていたのであれば、相談者は本部に対してチキンの注文を履行することを直接請求できます(本部はチキンを提供できますので、返金は請求できません)。しかし、本件のようにフランチャイズ契約に基づき、その店が独自の裁量で注文を受けていた場合、破産手続を開始した店に、何が請求できるかという問題になります。

破産というのは、破産手続に入った時点で破産者の資産と負債を固定して、資産を債権者に(債権の額に応じて)平等に分配して清算する手続です。

その店は相談者から代金の前払いを受けていながら破産手続に入っているため、相談者はその店に対してチキンの代金額だけの債権を有している債権者ということになり、原則どおりであれば、その店の資産の全部を全債務に平等に割り振るので、通常、債権者はわずかな金額の分配を受けることになります。また、破産手続が開始されると個々の債権者に債務の弁済(支

払いや商品を引き渡すこと)をすることは禁止されますので、相談者は前払いした代金の返済を受けることはできません。

以上が原則どおりの破産手続のあらましですが、実際には、原則どおりに進むことはあまりありません。

まず、経営者としては事業を継続したいと考えるのが通常ですので、何とか事業を継続するために破産から民事再生手続に移行しようとする場合があります。その場合、債権者の承諾を受けて、そのまま注文を履行することで事業再生の手掛かりにすることが考えられます。

また、事業再生の見通しが立たず、破産するしかない場合でも、少額の債権者が多数存在すると円滑な破産手続の支障になるため、少額の債務については、民事再生手続の場合と同様に、注文を履行するか全額を返済し、債権者から抜けるように提案される場合もあります。

いずれの場合でも、債権者としての扱いを受けるためには、届出をしておかないとなりません。そこで、破産手続開始と同時に、裁判所が選任する破産管財人に債権の届出をし、その後も破産管財人と連絡を絶やさないことが重要です。破産管財人が誰かは裁判所に問い合わせれば分かります。

